

公益社団法人日本小児歯科学会「小児歯科専門医指導医」更新申請について

<更新条件の変更について>

認定期限が 2023 年 9 月 30 日以降の方より、更新条件に規定の指導実績が必要となります。ご自分の診療実績ではなく、研修歯科医師（専門医、専門医を目指す歯科医師）や研修歯科衛生士の診療に対して指導を行った実績となりますので、ご注意ください。

詳しくは、以下の<生涯研修単位基準：認定更新時の必要条件>の指導実績をご確認ください。

(イ)～(ヘ)の患者の診療を行う研修歯科医師や研修歯科衛生士への指導をそれぞれ 10 症例以上とありますが、更新 5 年毎の症例数となっておりますので、2028 年 9 月 30 日までは移行期間として、以下の症例数を条件といたします。なお、施設により症例数を満たせない項目については、施設長による理由書を添付することにより専門医認定委員会で審議いたします。

【(イ)～(ヘ)の症例数について】

認定期限	2023 年 9 月 30 日	それぞれ 1 症例以上
認定期限	2024 年 3 月 31 日	それぞれ 2 症例以上
認定期限	2024 年 9 月 30 日	それぞれ 3 症例以上
認定期限	2025 年 3 月 31 日	それぞれ 4 症例以上
認定期限	2025 年 9 月 30 日	それぞれ 5 症例以上
認定期限	2026 年 3 月 31 日	それぞれ 6 症例以上
認定期限	2026 年 9 月 30 日	それぞれ 7 症例以上
認定期限	2027 年 3 月 31 日	それぞれ 8 症例以上
認定期限	2027 年 9 月 30 日	それぞれ 9 症例以上
認定期限	2028 年 3 月 31 日以降	それぞれ 10 症例以上

<タイムスケジュール>

これまで、認定期限を過ぎましても 1 年を猶予期間として、申請を受付していましたが、日本歯科専門医機構の指導により、認定期限後の申請は認められなくなりました。

2022 年 3 月 31 日以前が認定期限の方は、3 月 31 日までにご申請をお願いいたします。ご申請が無い方は、専門医指導医資格および専門医資格を失効いたしますのでご注意ください。

2022 年 9 月 30 日以降が認定期限の方は、以下をご確認ください。2024 年 3 月 31 日以降が認定期限の方は、2023 年 3 月 31 日が認定期限の方あるいは 2023 年 9 月 30 日が認定期限の方の年が変更になるだけで、他は同じスケジュールとなります。

2022 年 9 月 30 日が認定期限の方

申請は随時受付いたします。更新条件をクリアしている方は、できましたら 2022 年 3 月 31 日までにご申請ください。3 月 31 日までにご申請いただいた場合のスケジュール以下のとおりです。

2022 年 4 月：書類審査

2022 年 9 月：理事会承認・認定証発送

なお、3 月 31 日までにご申請ができない場合は、更新条件をクリアされたら速やかにご申請ください。最終提出期限は、2022 年 9 月 30 日（必着）です。

2023 年 3 月 31 日が認定期限の方

2022 年 8 月 1 日～2022 年 9 月 30 日（必着）：申請書類受付

2022 年 10 月：書類審査

2023 年 3 月：理事会承認・認定証発送

2023 年 9 月 30 日が認定期限の方

2023 年 2 月 1 日～2023 年 3 月 31 日（必着）：申請書類受付

2023 年 4 月：書類審査

2023 年 9 月：理事会承認・認定証発送

<申請書類の作成方法と送付先について>

日本小児歯科学会ホームページの「専門医制度と名簿」ページに申請書類を掲載していますので、各自ダウンロードをしてください。

送付方法は、封筒に「専門医指導医更新申請書在中」と記載し、以下の送付先にお送りください。なお、申請書類受付の連絡はしませんので、配達記録が残るレターパックや宅配便等をご利用ください。

【送付先】

〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F

一般財団法人 口腔保健協会内 公益社団法人日本小児歯科学会専門医認定委員会 係

<更新審査料振込先>

更新審査料（1 万円）を下記口座へお振込のうえ、振込控（コピー可）を申請書と一緒に送ってください。なお、オンラインバンクをご利用の場合は、振込日・振込金額が表示された画面を印刷してください。振込名義は原則申請者名でお願いします。別名義で振込みの場合は、振込後速やかに学会事務局へお知らせください。

【振込先】

三菱 UFJ 銀行 駒込支店 普通 口座番号 1 1 9 7 4 3 4 公益社団法人日本小児歯科学会

<申請書類>

- ・専門医・専門医指導医認定更新申請書（第 13 号様式）
- ・生涯研修実績申告書・生涯研修記録簿（第 14 号様式、指導医用）
- ・診療実績証明書〔認定更新用〕（第 15 号様式、指導医用）
- ・専門医指導医活動実績申告書（第 16 号様式）
- ・指導患者リスト（第 14 号様式 14-2）※認定期限が 2023 年 3 月 31 日以前の方は不要
- ・学会参加、発表等を証明する資料
- ・専門医認定更新審査料振込み受領証コピー
- ・日本歯科専門医機構が定める共通研修修了証

※これまで、学会および研修会における発表は「2. 小児歯科関連の学会および研修会参加」の項目でしたが、「3. 小児歯科学分野の学会・研修会および学術雑誌等への発表」の項目に変更となりました。生涯研修記録簿（第 14 号様式）の記入欄も変更となっております。

＜生涯研修単位基準＞

1. 指導実績 ※認定期限が2023年3月31日以前の方は不要

指導実績のうち小児患者の割合が50%以上含まれ、研修歯科医師や研修歯科衛生士の診療に対して指導を行った実績を有する。指導実績の評価は臨床研修の評価は60症例（人）以上を満たすこととする。その内容は以下の患者数を満たすことが必要である。

（イ）～（ヘ）の患者の診療を行う研修歯科医師や研修歯科衛生士への指導をそれぞれ10症例以上ずつ行い、指導患者リスト（第14号様式14-2）に記載すること。年齢は診療時年齢とする。（ホ、ヘ）は（イ～ヘ）と重なった患者でも可とする。

なお、すべての患者リスト症例は専門医認定委員会の要請に応じて診療記録が提出され得るものとする。施設により症例数が満たせない項目については施設長による理由書を添付し委員会で審議する。

（イ）0～3歳未満

（ロ）3～6歳未満

（ハ）6～12歳未満

（二）12歳以上

（ホ）障害児または有病児

（ヘ）全身麻酔、鎮静等特別な対応法を用いた患者

※（ヘ）について、そのような設備がないところでは、不協力児や障害児のリストをあげて施設長の理由書を添付してください。

2. 小児歯科関連の学会および研修会参加^{注1}

- 1) 日本小児歯科学会大会（全国大会、地方会大会、専門医研修セミナー） 10
- 2) 小児歯科関連の国際学会大会^{注2}（国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など） 10
- 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会^{注3} 5

3. 小児歯科学分野の学会・研修会および学術雑誌等への発表^{注4}

- 1) 日本小児歯科学会大会、小児歯科関連の学会大会、地域単位の研修会
発表者のみ（共同発表者は含まない） 5
- 2) 小児歯科学雑誌または Pediatric Dental Journal
筆頭著者 10
共同著者（筆頭より5番目までに限る） 5
- 3) 上記以外の学術雑誌
筆頭著者 5
共同著者（筆頭より5番目までに限る） 2
- 4) 学術著書
単著あるいは編者 10
分担執筆 5
- 5) 商業雑誌等
筆頭著者 5
共同著者（筆頭より5番目までに限る） 2

5. 認定更新時の必要条件（以下の各項目を全て満たさなければならない。）

- 1) 規定の指導実績を有する。※認定期限が 2023 年 3 月 31 日以前の方は不要
- 2) 認定更新申請にあたって、5 年間に生涯研修単位を 120 単位以上修得する。
そのうち社会貢献の研修単位が 15 単位以上含まれること。
- 3) 専門医認定委員会が主催する専門医研修セミナー等に 2 回以上出席する。ただし、同じテーマのセミナーに重複して参加することはできない。
- 4) 5 年間の認定更新期間中に、日本小児歯科学会（全国大会、地方会大会）に 6 回以上出席する。
- 5) 日本歯科専門医機構が定める共通研修を受講する。
- 6) 小児歯科分野の論文発表、学会発表、講演等を 3 編（回）以上（共同発表可）有する。
但し、少なくとも論文を 1 編有し、1 編は小児歯科学雑誌または *Pediatric Dental Journal* 掲載論文か、日本小児歯科学会大会または地方会での発表であること。
- 7) 学会活動に積極的に関与し、日本小児歯科学会等で運営に携わること。

注 1：参加証明の添付が必要。ただし、会員証（ID カード）で登録を行った研修会については免除する。

注 2：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注 3：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。
ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は 1 年間で 5 単位を上限とする。

- ①「会員数」が 30 名以上の場合は 30%以上あるいは 20 名以上が専門医、「会員数」が 30 名未満の場合は 10 名以上の会員数で 60%以上の専門医を有している。
- ② 機関誌を発行している。
- ③ 定期的な研修会を開催している。
- ④ 規約が存在する。
- ⑤ 申請に際して、所屬地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。

注 4：抄録・論文（何れもコピー可）を添付することで認められる。投稿中は不可。

注 5：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1 年間で 12 単位を上限とする。

注 6：小児歯科に関わる全ての学会を意味する。